

ブミプトラ政策下におけるイスラム原理 運動と村落社会の変動

ほり い けん ぞう
堀 井 健 三

はじめに

- I PASの源流と系譜
 - II ブミプトラ政策下の原理運動
 - III 村落社会と行政制度の変化
 - IV 農村開発計画と村落政治
- 要約

はじめに

第2次マレーシア5カ年計画(1971~75年)に始まった新経済政策(New Economic Policy, 別名ブミプトラ政策[Bumiputra Policy]ともいわれる)は衆知のごとく、1990年までの20年間につきの2点を実現することに基本目標を置いている。第1点は経済目標として人種に関係なく「貧困世帯を除去すること」、第2は第1の目標達成に必要な「社会構造の再編」を実現することである。

本論はこの二つの目標のうち後者に焦点を絞って論ずる。具体的には1970~80年代のイスラム原理運動(dakwah movement, 以下単に原理運動またはダックワ運動)と村落レベルでの行政上の諸改革が、マレー村落社会にいかにかに深刻な影響をあたえ、その結果、どのような問題が起きるに至ったかについて述べる。当時、政府は農民の生活環境の改善、所得水準の上昇を目的とした農村開発計画や農業政策を実施していたが、また同時に一連

の村落行政制度や宗教行政の改革、さらに政府系ダックワ運動を導入、推進させていった。

こうした行政改革やダックワ運動導入の基本目的は、農村開発計画や農業政策の円滑かつ効率的な遂行を側面から援助すること、およびそのことを通じて保守政党UMNO(United Malays National Organization, 統一マレー国民組織)が支配する地域では保守基盤をより強固にし、またこれまでPAS(Partai Al-Islam Sa-Malaysia, 汎マレーシア・イスラム党)勢力によって支配されてきた地域の農民をUMNO支配下に組み入れることにあったといえてよい。しかし、上記のセットとして導入された農業開発政策、行政改革、ダックワ運動の三つの柱は伝統村落社会を大きく揺り動かし、深刻な政治社会問題を農民の間に生起させることになった。たとえば、差別的な開発計画や農業補助金が農民を政治的に利益誘導していく道具として利用された事実である。本稿ではそうした実態をも明らかにすることにより「社会構造の再編」と「経済政策」の関係をできるだけ具体的に論じ、問題の所在を明らかにすることに努めた。

なお、本稿は資料の制約によりマレーシア全体の村落を取扱うことはできなかった。また紙幅の関係上、筆者が実態調査したケランタン州(Kelantan)と文献調査によるトレンガヌ州(Trengganu)、つまりPAS支配が長く続いてきた州と比較的

PAS 勢力が現在でも強い二つの州の事例に限って記述することにする。

I PAS の源流と系譜

現在、マレーシアを席捲しているイスラム原理運動はマレー語ではダックワ (dakwah) というが、英語ではミッシヨナリー (missionary, 伝道) と訳出されている。しかし、実際のダックワの意味は異教徒への伝道活動ではなく、既存のイスラム教徒を正しく教えに導くという意味に用いられている。つまり、より敬虔なイスラム教徒に教育するための運動と解釈できる。本来、ダックワには異教徒をイスラム化しようという意味は含まれていないから、伝道と訳すのは誤解を生みやすい。

マレーシアにおけるイスラム原理運動は1970年代に初めて起きたわけではない。戦前、1920～30年代にすでにカウム・トゥア (Kaum Tua, 旧世代派) 対カウム・ムダ (Kaum Muda, 新世代派) (註1) といったイスラム改革運動 (reformism) があり、第2次大戦後や独立(1957年)前後にも左翼ナショナリストと連動したいくつかの改革運動をみることができる。これらの運動は今日のダックワ運動と比較すると、その歴史的、社会的背景が異なるため具体的な目的は必ずしも一様ではない。マレーシアでは歴史的にみて社会・政治不安が惹起されたり、国全体が大きな転換期に直面するときには必ずといってよいほど、イスラム改革運動や再生運動 (revivalism) が発揚し、マレー社会に大きな影響を及ぼしてきている。本稿では紙幅の関係からマレーシアにおけるイスラム運動の通史を展開することはできない。主に現在、村落社会にもっとも深刻な影響をあたえている政府系および PAS のダックワ運動の記述が中心となるが、まず PAS

の源流と系譜から述べることにする。

第2次大戦後、マレーシアに初めてイスラム運動が現われたのは1947年のことである。当時、マレーシアでは抗日運動から独立に焦点を向けた反英植民地運動に政治運動の主流は転換していたが、そうした状況を背景としてマレー社会のなかからイスラムを直接の基礎とした政治思想が生まれてきた。その中心がペラ州 (Perak) 北部のグスン・スマンゴール (Gunung Semanggol) に拠点を持っていたマハッド・イルアヤ・アシャリーフ宗教学校 (Maahad Il-Ehya Assyarif, Madrasah—MIA) であった(註2)。MIA は1939年にイスラム教師アブ・バカール (Abu Bakar) によって開設されたが、戦前にはイスラム改革派マレー青年連盟 (Kesatuan Melayu Muda) と関連があり、また戦後は1945年10月に結党されたマレー国民党 (Malay Nationalist Party, MNP) と密接な関係にあった。1947年3月に創設者アブ・バカールと MNP の党首ブルハヌディン博士 (Dr. Burhanuddin) の2人の主催による「汎マラヤ経済・宗教大会議」(Persidangan Agung Ekonomi-Agama Se-Malaya) が MIA で開催された。この会議は「イスラムを普及させ異国人 (alien) の手に支配されているマレー人の経済を進歩、発展させること」を目的としたものであるが、約2000人のイスラム知識人と団体代表が呼応して集まったといわれる(註3)。

この会議での決議により二つの組織が誕生した。一つは「汎マラヤ・マレー経済問題センター」(Pusat Perekonomian Melayu, PEPERMAS), もう一つが「汎マラヤ宗教最高会議」(Majlis Agama Tertinggi Sa-Malaya, MATA) である。また、さらに1年後にはヒズブール・ムスリミン (Hizbul Muslimin, HM—Muslim Partyの意) が MNP と MATA の協力で結成されている(註4)。

MATA と HM の二つの組織は MNP に対する事実上の宗教的支援団体としての機能を持っていたといつてよい。MATA の主張は、スルタンは宗教上の権威者としての地位を自から退位し、イスラム知識人(ulama)会議にそれを委ねるべきであるとするものである。また同時に各州に統一した宗教行政を実施すべきであると主張した(註5)。その意味では MATA はマレーシアにおいて初めてスルタンの地位と宗教行政制度を関連づけたイスラム改革運動組織であったといえる。また HM はマレーシアの政治的独立の達成とイスラム国家(Darul Islam)の建設の二つを実現することに目的を置いたイスラム教徒の政党であった。つまり、独立とイスラム国家という政治上、宗教上の目的を同時に掲げていたのである。しかし、HMはこの段階では後者より前者を優先させていたことは言うまでもない。MATA と HM の両組織の主張と目的は当時のマレー村落社会における農民とイスラム知識人層に急速に拡がり、次第に UMNO にとって大きな脅威になってきた。UMNO の指導者ダト・オン・ビン・ジャファール(Dato Onn bin Ja'afar)は MATA と HM の影響力に驚き、しばしば国民に警戒するよう訴えている(註6)。その結果、上記2組織は発足後わずか1年5カ月にして、マラヤ共産党(Malayan Communist Party)掃討を目的とした「非常事態宣言」(Emergency, 1948年6月~60年7月)に違反する活動を行なっているという理由で、指導者7人が植民地政府によって逮捕され、組織は崩壊してしまうのである(註7)。

しかし、植民地政府によってあっけなく消されてしまったように見えた戦後最初のイスラム改革運動は、底流では消えることなく活発に動いていた。そして、そのエネルギーは1951年に PAS の結党となって結実する。PAS はもともと UMNO

の宗教委員会の一部が党内の世俗的勢力に迎合したイスラム活動方針に不満を持ち、分離独立して結成したといわれる(註8)。しかし、発足初期に前 HM 党员や前 MNP 党员、そのほか1950年代前半に UMNO に反対して短期間姿を見せてはすぐ消えていったいくつかの政党の党员、さらに保守的な宗教行政関係のエリート等を広く合体して、党员の構成は大きく変化するのである。その結果、党の指導力は次第に前 HM 系の政治的背景を持つ党幹部に集中していき、彼らが PAS の党方針を決定するようになっていった(註9)。このように、1948年の MATA と HM の禁止後もマレー社会のイスラム改革運動は絶えることなく伏在し、PAS の結党となって再生するのである。そして、独立後の1959年の総選挙では PAS はケランタンとトレンガヌの2州の農村地帯でマレー人投票者のほぼ過半数を獲得して2州の政権を掌握する。

トレンガヌ州では2年後に PAS が州議員の過半数を割り支配権を失うが、ケランタン州では1978年3月に各人種の与党連合である国民戦線(National Front)に州政権を譲るまで約20年間支配党として君臨し続けるのである。そして現在なお、マレー社会の野党系のダックワ運動の中核的な担手として、マレーシアの米作農村地帯、特にケランタン、トレンガヌ、ケダー(Kedah)の各州で強い影響力を誇っている。

戦後から5・13事件(1969年)までの時期に PAS 以外にイスラム普及活動に従事し、民衆に影響力をあたえ続けてきた団体としては、二つの大学生自治団体がある。一つは1961年に設立されたマレーシア全国イスラム学生連盟(Persatuan Kebangsaan Pelajar Islam Malaysia, PKPIM)であり、もう一つは53年に設立されたマラヤ大学マレー語協会

(Persekutuan Bahasa Melayu Universiti Malaya, PBMUM) である^(注10)。しかし、この二つの団体の果たした役割はマレー人への教育、イスラム普及活動もさることながら、マレー語の振興と定着、マレー人の貧困、経済問題といったマレー民族主義の主張を強く前面に出して活動してきたことで知られている。特にマレー語の普及では1960年代に「言語は民族の精神」(bahasa jiwa bangsa) といったスローガンを掲げ、教育現場での全面的なマレー語の使用を要求し、69年には政府をして新教育政策(New Education Policy)を実施させることに成功している。このように PKPIM と PBMUM はいずれもマレー民族主義を代表しようとする大学生の団体であるが、イスラムを中軸とした強固な連帯意識のうに築かれた組織であったのは言うまでもない。しかし、その支持層は都市知識人を中心とし、農村にも浸透をはかったが PAS と比較して農民層での基盤はそれほど強くなかったといえる。

独立後ずっとマレーシアの支配政党である UMNO は上記二つのイスラム改革運動ないしマレー民族運動に対し、どのような対応を示してきたであろうか。この点について、UMNOの基本的態度はつぎの二つの歴史的事実によって規定されてきたといえる。一つは憲法における「国の宗教」としてのイスラムの地位であり、もう一つは各州のイスラム教徒の首長(最高権威者)としてのスルタン(Sultan)の地位である。1955年の選挙で52議席中51議席を占めて以来国政を掌握してきた UMNO は、57年から60年代にかけて PAS の「イスラムが国家の基礎になるべきだ」という主張に対して一貫して反対してきた。UMNOの立場は常に「イスラムを国家の宗教として認めるが、同時に他の宗教の信仰の自由も保証され、マレーシアは世俗

国家と考慮されるべきだ」というものであった。UMNO は憲法に沿った解釈を支持し、PAS の主張を斥けてきたのである^(注11)。

しかし、政府は世俗国家としてなんらイスラム政策を実施してこなかったわけではない。たとえば、数多くのモスク (mosque) 建設に多額の資金を投じたこと(国営富くじからの利益資金ではあったが)、イスラム教育の推進、国際的イスラム会議やコーラン読誦大会等々の開催がそれである。だが、これらの政策は資金的にも、施策の範囲も限定されたものであった。それは政府の政教分離を原則とした世俗国家としての立場と、イスラム行政は各州スルタンの専権事項であり、中央政府は基本的に関与しないという立場を取ってきたことに由来する。もっとも、州の立場を超えて国家レベルでのイスラム会議を設立し、各州のイスラム行政問題を相互に調整すべきであるとする考えは常に存在した。そして、そうした要請は1968年にやっと「マレーシア・イスラム問題国家会議」(Malaysian National Council for Islamic Affairs) となって初めて実現する^(注12)。しかし、この組織は、内閣総理府 (Prime Minister's Department) のもとに設立されはしたが、各州間の調整が主目的とされ、実際の機能と権限は政府から諮問された問題について答申することに限られていた点で大きな限界があったといえる。

(注1) カウム・ムダ(Kaum Muda)とカウム・トゥア(Kaum Tua)の間に起きた論争については Roff, W. R., *The Origins of Malay Nationalism*, クアラルンプール, Yale University & University of Malaya Press, 1967年の第3章 “Kaum Muda—Kaum Tua—Innovation and Reaction,” 56~90ページを参照。

(注2) Firdaus Hj. A., *Radical Malay Politics: Its Origin and Early Development*, クアラルンプール, Pelanduk Publication (M) Sdn. Bhd., 1985年, 30~31ページ。なお、宗教学校マハード・イルア

ヤ・アシャリーフの詳しい歴史については、Nabir Hj. Ab., *Maad Ilihya Assariff Gunung Semanggol 1934-1959* [マハッド・イルアヤ・アシャリーフ宗教学校(グヌン・スマンゴール)], クアラルンプール, Jabatan Sejarah, Universiti Kebangsaan Malaysia, 1976年, 293ページをみよ。

(注3) Firdaus, 前掲書, 36ページ。

(注4) 同上書 38~43ページ。

(注5) 同上書 40ページ。

(注6) 同上書 42ページ。ダト・オン(Dato Onn)は、しばしば「山から危機がやってくる」(danger from the mountain)と訴えていた。MATA の実質的な中心地である宗教学校マハッド・イルアヤ・アシャリーフはペラ州, グヌン・スマンゴール郡にあるが, その「グヌン」というのはマレー語で「山」の意味である。なお, この時点における MATA のスルタン制否定の主張はマラヤ連合の構想との関連で考える必要がある。第2次大戦後, マラヤを再び支配したイギリスが1945年10月に提示したマラヤ連合(Malayan Union)構想は各州のスルタンの法的地位を認めない政治体制を前提としたものであった。この構想に対してマレー支階階級は当然強く反対し, 結局1948年には現在の立憲君主制の基礎となったスルタン制が成立する。

(注7) Funston, J., "Malaysia," Mohammed A. 編, *The Politics of Islamic Reassertion*, ニューヨーク, St. Martin's Press, 1981年, 168ページ。

(注8) 同上論文 168ページ。

(注9) 同上論文 169ページ。

(注10) 同上論文 170ページ。

(注11) Nagata, J., *Reflowering of Malaysian Islam: Modern Religious Radicals and Their Roots*, バンクーバー, University of British Columbia Press, 1984年, 62~63ページ。

(注12) Funston, 前掲論文, 170ページ。

II プミプトラ政策下の原理運動

1. 主要な潮流と背景

1969年5月13日の人種暴動事件は5月10日の選挙結果に端を発している。この選挙で華人系野党である民主行動党(Democratic Action Party)が進

出し, 与党連合(Alliance)の議席が減少したが, このことが華人とマレー人民衆の衝突を誘発し多数の死亡者を出したのである。事件後21カ月間議会活動が停止されたという意味でも, マレーシアのすべての人種と階層, 階級に深刻な影響をあたえたもっとも大きな事件であったといえる。そしてまたこの事件はマレー社会に新しいイスラム原理運動が澎湃として起こる契機になったという意味でも重視されねばならない。

UMNO と政府は21カ月の議会停止期間中に, これまでの諸政策の再検討と新たな政治情勢判断のうえに, 基本政策の方向転換を決定する。その政策転換の基調の第1はマレー人の経済活動と生活水準の改善のためにさらに思い切った経済政策を採用することであり, 第2はイスラムがマレー社会のアイデンティティの基礎であることを再確認することによってマレー人の結束を固め, 他人種との対抗意識を鮮明にすることの2点に絞ることができよう。政府はこの政策転換の新基調に従い1971年以後, 種々の政策を実施していくが, ここでは新しいイスラム原理運動, つまりダックワ運動の高揚に大きな影響をあたえた政策ないし事件, 情勢変化を整理し, 後段につなげることにする。

5・13事件以後のダックワ運動の基調を外枠から規制するもっとも大きな意味を持ったのは1972年の憲法改正であろう(註1)。憲法改正はスルタンの地位, 国語としてのマレー語およびその他のマレー人の特権に関する国民の批判を封じてしまった。こうした憲法改正はマレー人の立場を一層強めることになったが, スルタンの地位に対する批判の禁止はその後のダックワ運動, とりわけ過激ダックワ団体の運動を規制する法的根拠をあたえることになった点に注意を払う必要がある。第

2は1974年に内閣総理府に宗教関係部(Division of Religious Affairs)が設置され、さらにその下にいくつかの政府系ダックワ運動実施のための母体機関が付設されたことにより、宗教行政の中央集権化が促進される基礎が確立されたことである。この点についてはのちに詳述する。第3は1974年から78年までUMNO支配下の国民戦線に野党PASを引き込むことにより、政府の積極的なイスラム政策とダックワ運動に対する国民的評価を定着させることに成功したことが大きな「事件」として記憶される必要がある。第4は教育制度の変革により中・高等学校時代にマレー語とイスラム教育をうけた大学生が増加し、PKPIMやPBMUMの関心と運動がマレー民族主義路線からダックワ運動やイスラム教育に傾斜していくことをあげることができるが、これは第5のバリン事件(Baling Incident)と深く連動している。1974年にケダー州バリン郡のゴム小農民が餓死するという事件が発生する。そしてこの事件を契機に大学生が激しく政府批判の示威運動を展開するが、政府は批判運動の波及を恐れ、指導者を投獄し1975年には学生の政治運動を禁止してしまうのである。これを転機に学生の関心と活動はダックワ運動に移行していく。第6に注目しなくてはならないのは開発計画の進展に伴う政府官僚間の急速な汚職の増加とそれに対するダックワ運動団体の激しい攻撃である。そして最後にもっとも重視されねばならないのが農村部におけるマレー人の貧困問題であろう。継続的な彼らの貧困問題は多くのダックワ団体によって政府批判の対象となったが、なかでもPKPIMの批判はもっとも激しかった。

こうした原理運動を高揚させるいくつかの政策と政治社会状況を背景として、1970年代には民間と政府の双方でダックワ運動が華々しく展開する

のであるが、それらダックワ運動は大きく分けてつぎの五つに分類することができるであろう。

第1は5・13事件後まず最初に現われたマレー人の伝統的護身術であるシラット(silat)の興隆である。このシラットの流行は急激にイスラムと習合して一種のイスラム神秘主義的色彩を持ったマレー民族主義運動へと発展する。多くのシラット団体のうちナスルール・ハク(Nasrul Haq—Friend of Truth)^(註2)がもっとも隆盛を誇り、最盛時には全国で約30万人の会員(1978年)を擁するに至っている。各シラット団体はスルタンや大臣、著名政治家を保護者(patron)として勢力を伸張するが、次第にイスラムとの習合も目立つようになった。その結果、イスラムの純粋性を主張するダックワ運動の指導者たちはシラット団体に批判の目を向け始め、ついにいくつかの州でナスルール・ハクの活動が禁止され、シラット団体はダックワ運動から少しずつ後退していくのである。現在はナスルール・ハクは明らかに伝統的護身術と正統イスラムとの習合から離れ、言語(bahasa)、民族(bangsa)、慣習(adat)といった純粋の土着伝統的な価値体系に基礎をおく団体に戻りつつあるといえる。

しかし、シラット団体は一部の農村地帯の青年の間では、依然としてPASや都市のダックワ運動以上に彼らのアイデンティティの拠りどころとなっていること、および5・13事件後のマレー人の団結とマレーシアのイスラム再生運動の先駆的役割を果たしてきたことを評価されなくてはなるまい。

第2のグループは内閣総理府を中心として政府系ダックワ運動を推進している保守系グループである。各州の宗教局とスルタンを中心に組織されているイスラム知識人および官僚グループも第2のグループに属する。ただし、中央政府と州政府の

間には、宗教行政の中央集権化と州分権化ないし専権性をめぐって、しばしば意見の食い違いないし衝突がみられる。英領植民地時代に確立された州におけるスルタンのイスラムに対する絶対的権威、地位をめぐり、1970年代に入って、国家的立場からイスラム行政の統一を必要とする中央政府と州との間に軋轢が生ずるのである。その意味ではこのグループは必ずしも一枚岩ではない。しかし、中央の世俗的政治権力と州の象徴的宗教的権威との相互依存関係が中央と州を結ぶ財政資金配分を媒介として、マレーシアの現支配体制の頂点を形成しているのは言うまでもない。

第3の勢力は野党 PAS を中心としたダックワ運動グループである。このグループは現在、反体制的原理運動団体としてマレー村落社会の農民にもっとも強い影響力を持っている。特にケランタン、トレンガヌおよびケダー州の米作地帯における PAS の影響力は現政権にとって警戒すべきものとなっている。その政治思想的源流は MATA と HM に遡ることができるが、目的とするところは基本的に変わっていないといえよう。つまり、イスラム知識人による国家建設を実現してスルタン制を廃止することである。もっとも、現在は憲法改正によりスルタン制については明示的に述べていない。こうした主張はしばしば反西洋(反近代)、反物質、反異教徒^(註3)となって表現されるが、具体的には政府系ダックワ運動に対する抵抗と政府の実施する農村開発計画、経済政策に対する厳しい拒否反応を示してきたのもこのグループである。詳細については後述する。

第4は都市中間層を支持母体とする比較的穏健な民間ダックワ運動グループである。このグループはほとんど1960~70年代にかけて誕生しているが、PAS のようには政党を結成せず政党政治の

場面では政府と直接対立することはない。このグループのなかでもっとも注目を集め、影響力のある団体は「マレーシア・イスラム青年隊」(Angkatan Belia Islam Malaysia, ABIM) とアルカム・グループであろう^(註4)。

ABIM は1971年に PKPIM 出身の社会人を母体として設立され、大学生が大学を卒業してもダックワ活動に継続して従事できるような組織を提供することを目的としている。ABIM の特徴はいくつかあるが、そのうちでもっとも重要なのは現実の政治問題に関与しながら厳しく中立性の保持に努力していることである。UMNO と PAS のどちらにも偏せず、中立を維持するため ABIM 憲章は ABIM の会員がいかなる特定の政治活動にも関与することを禁止し、積極的に党政治に参加した会員は ABIM の要職に就くことができないと規定している^(註5)。1982年に当時 ABIM の委員長であったアヌワール・イブラヒム (Anuar Ibrahim) がマハティール首相に請われて副大臣 (deputy minister) に就任したとき、アヌワール・イブラヒムは ABIM を脱退している。1980年現在3万5000人の会員を擁していたが^(註6)、アヌワール転身後は、在野勢力として政府批判の急先鋒の役割を果たしていた ABIM も、都市中間層に対する影響力に微妙な翳りを見せるようになっている。

アルカム・グループは1969年クアラランプールのダトック・クラマツ村 (Kampung Datuk Keramat) でシェイクール・アルカム (Syekhl Arqam) によって創設されたダックワ組織である。シェイクール・アルカムは母系制親族組織で有名なヌグリ・スンビラン (Negeri—Sembilan) 州の出身で、アルカム・グループ設立前は PAS の黨員として12年間活躍していたといわれる。彼は黨員活躍期間に、真のイスラム社会を建設するには、個人と家族に対す

るイスラム教育の徹底がいかに重要であるかを悟り、信奉者を糾合して宗教生活共同体「アルカムの家」(Darul Arqam)を建設し、徹底したイスラム教育を開始するのである(註7)。現在、クアラルンプール郊外に本部を置くが、そのほかパハン(Pahang)、ジョホール(Johor)、トレンガス、ケダールおよびセランゴールの各州に支部を有している。

アルカム・グループは信奉者に対する教育活動だけでなく、経済活動と社会奉仕活動にも重点を置いている。たとえば、石けん、ビーフン、食用ヤシ油を生産し、非イスラム教徒によって生産された食品によって純粋イスラム教徒の生活が汚されることを避け、また診療所を開設して病気のイスラム教徒に献身的な奉仕活動を行なっている(註8)。アルカムは現在、あくまで個人、家族を対象に真正なるイスラム教徒としての自覚と精神を鼓舞することを目的とし、政治的目標を掲げてはいない。支持層は都市の官吏、教師、大学生等のインテリ層に多く、農村への浸透力はあまりない。

第5は極右イスラム原理運動グループである。このグループはスルタン制の廃止、イスラム法の実施によるイスラム国家の実現を目的とすることを公言し、そのためには武力行使をも辞さない点で共通している(註9)。このグループにはマレーシア・イスラム革命協同体(Koperasi Angkatan Revolusi Islam Malaysia, KARIM, 1974年)、クリプト・グループ(Crypto, 1979年、主としてペナン島)、イスラム聖戦隊(Tentera Sabilullah または Pertubohan Angkatan Sabilullah, 1966年、PAS系といわれる)、精神グループ(Golongan Rohaniah, 1971年)等々が入る。これらグループはいずれも非合法でその規模も小さいが、局地的かつ突発的に武力活動が噴出するため、政府はこの種のグループには国内治

安法(Internal Security Act, 1966)を適用し、組織や指導者の摘発、逮捕がしばしば行なわれている。

以上のように、現在のマレーシアのダックワ運動は五つのグループに分類できるが、第5の武力革命を認める極右グループを除けば基本的には政府を中心とした「上」からの運動とPASおよびABIM、アルカム等の民間グループの指導者を中心とした「下」からの運動の二つに分類できよう。「上」からの政府主導型の運動と「下」からの民衆を基盤とした二つのダックワ運動の流れは実際には、マレー人のイスラム原理運動を多極分岐させる方向にあるが、では、こうしたダックワ運動諸団体間には一体どのような争点があるのだろうか。マレーシアのイスラムは言うまでもなくスンニー派に属し、その点ではダックワ運動団体間でスンニー派かシーア派かといった争点は生じない。したがって、どのダックワ団体もコーランやハディス(hadith)の章句の解釈、つまりイジュティハド(ijtihad)による教義上の解釈を問題として相互に主張し合うということは、あまり見られないのである(註10)。それよりも「上」からと「下」からの二つのダックワ運動の争点は、「神聖な信仰に還れ」(kembalikan ke ugama suci)とか、「唯一神アッラーの大義のために」(kerana Allah)といったスローガンを互いに掲げ、どちらがより敬虔で純粋なイスラム教徒であるかを情緒的に主張し合っている点にあるように表面的にはみえる(註11)。しかし、こうした情念的な主張も一歩踏み込んで考えたとき、2者の争点はイスラム法やイスラム知識人会議によるイスラム国家建設とスルタン制をめぐる問題点にいきつくことは明白である。つまり、政治と宗教の分離を主張する立場(UMNO)と、政治と宗教との不分離を主張し、後

者の前者に対する優先を主張する立場(PAS)の争いであることがわかる。もっともこうした基本的争点は平時のダックワ運動においては表面化しない。

ではつぎに、マレー社会のダックワ運動がこの時点で、どうしてこのように多岐に分裂しながらも、興隆するに至ったのかについて触れることにする。この点を考えるには国際的なイスラム原理運動の高揚がマレーシアにも影響をあたえたことを忘れてはなるまい。国際的な連帯感なくして現代マレーシアのダックワ運動は語れないかもしれない。しかし、そうした国際的要因だけでなく、もう一つ国内要因を考慮に入れなくてはマレーシアのダックワ運動について正鵠を射ることはできないと思われる。それは1970年代におけるマレーシアの政治情況の転換である。

1971年からブミプトラ政策を実施したマレーシア政府は、マレー人の生活水準向上と資本家育成といった点では大きな成果をあげてきた。またマレー語の国語化と教育制度でのマレー人の優先(奨学金と学生数の割りあて)、雇用面でのマレー人の優遇、ライセンスや特許におけるマレー人の優先等々、あらゆる場面でマレー人の特権が同時に認められ、実施されてきた。それまではマレー人の貧困と資本家の未成熟、マレー語の使用と浸透度の低さ等についてマレー人社会から常に不満が噴出してきたが、1970年代にはそうしたマレー民族主義にもとづく政治的課題はほとんど解消されてしまったのである。その結果、イスラムがマレー人社会で残された唯一の争点として浮び上ってくるのは、ある意味では当然の帰結といえるのである(註12)。イスラムこそがマレー人自身のアイデンティティを確かめ得る最終的な問題として押し出され、「純正なるイスラム教徒」をめぐる諸々の主張

が都市、農村を問わず、また農民、労働者、官吏等を問わずあらゆる地域、階層をダックワ運動に巻き込んでいくのである。ここでは特に論題との関係で農民に深刻な影響をあたえている PAS と政府系のダックワ運動の実態と問題点について見ることにする。

2. PAS による異端視運動の展開

PAS は現在、前述のように、ケランタン、トレンガヌ、ケダー各州の米作地帯を中心に根強い支持基盤を持つが、その反政府的ダックワ運動は1978年の国民戦線からの脱退以降さらに激しさを増しているようにみえる。宗教と政治を分離させる政府の世俗的なイスラム行政を批判し、はっきりとイラン式のイスラム知識人会議(Dewan Ulama)による国家統治を謳うようになっている(註13)。また、現憲法下では批判が禁止されているスルタン制に対しても、ある指導者は反対を公言するに至っている。PAS はこれまでスルタン制に対しては公式にその立場を公けにしていなかった。しかし、現在ではイスラム知識人による神政国家(kerajaan theocracy)の建設を目指し、それが論理的にはかつてのHMの主張したスルタン制反対に通ずることは繰り返す必要がなからう。また、村落社会におけるマレー農民の日常の宗教生活においても、PAS は以前より一層純正なイスラム教徒としての生活を訴え、政府系ダックワ運動と UMNO を支持する農民に対して対決姿勢を鮮明にしている。以下、具体的な争点についていくつかの例をあげてみよう。

PAS の UMNO 支持者に対する対決姿勢はさまざまな場面に現われている。たとえば、礼拝の場所、結婚、婚約における配偶者の選択、葬式・埋葬の儀式、食用肉動物の屠殺方法等において、UMNO 支持者と行動をともしないといけないと

主張する^(注14)。その理由は UMNO 支持者の信ずるイスラムの教えは真のイスラムではなく間違っているからであるとする。こうした UMNO 支持者を異端視する傾向は1963年頃から現われ始めたといわれるが^(注15)、その目的はいうまでもなく、翌64年に行なわれた選挙で勝利を得るといってきわめて政治的なものであった。UMNO 支持者の信ずるイスラムは異端であるという主張、つまり異端宣言はマレー語でカフィール (kafir) というが、これが PAS 支持者に強烈に訴えたのである。

PAS はこうした UMNO 支持者に対する異端宣言を教義的に正統化するために「イスラム知識人会議」を設置している。これは自由な宗教団体となっているが、実際にはケランタン州 PAS 実行委員会 (Jawatankuasa Kerja PAS Negeri Kelantan) の支配下にある団体であるといわれる。そしてこの「イスラム知識人会議」の目的は、(1)党の政治的目的のためにイスラムに関する教義を研究する責任を有し、(2)一般のイスラム教徒に対してイスラム教義上の意見と見解、つまりファトア (fatwa) を表明する権限を有し、(3)PAS 党員と意見を同じくする他の宗教知識人 (guru agama) の協力のもとに、一般イスラム教徒に上記ファトアを流布、宣伝する責任を有すると規定され、まさしく同会議は PAS の異端宣言政策の母体組織としての機能を果たしたのである^(注16)。

「イスラム知識人会議」は幾度となく討論を重ね、宗教上の諸問題について PAS 独自のファトアとフクム (hukum, イスラム教徒の義務規定) を発表している。特に1963年8月にケランタン州都クタ・バル (Kota Bahru) にある州首相 (Menteri Besar) の邸宅に「イスラム知識人会議」のメンバーが集まり、そこで決定されたファトアとフクムに関する彼らの考え方は重要である。その内容は、(1)異端

の考え方を持った者と協同して国の統治に参加する者、また(2)そうした党と協力関係にあるほかの党に投票した者、はすべてイスラムの教えに対するハラーム (haram, 違反者) または異端者 (kafir) になるとする^(注17)。この決定に従えば、UMNO 支持者および UMNO と協力関係にあるすべての者は異端者または違反者と規定されてしまうことになる。

当時の「イスラム知識人会議」の指導者の1人、ハジ・ヤコブ・ビン・イシャック (Haji Yaacob bin Ishak) はつぎのように言っている。「UMNO 支持者のイマム (Imam, 礼拝堂教区 [Kariah Masjid] のイスラム関係の責任者) の指導する礼拝に参加した者は異端となり、UMNO 支持者と結婚した者、その間に生まれた子供はハラームの子となる……」^(注18)と。もう1人の指導者ハジ・オマール・ビン・ダウド (Haji Omar bin Daud) は「もし夫が UMNO に入党したら、PAS を支持する妻との婚姻は解消されねばならない。またその間に生まれた子供はハラームである。さらに UMNO 党員が屠殺した牛やその他の家畜を食することはできない。なぜなら UMNO 党員は異端者であるから」と大衆を前にしての演説で述べている^(注19)。

1963, 64年には、ファトアとしてこうした UMNO 支持者を異端者またはハラームであると主張した数人が国内治安法で逮捕されている^(注20)。その後、1968年まで異端視運動は続き逮捕者も出る。しかし5・13事件後、特に PAS が UMNO との政治的妥協によって国民戦線に入った1974年から78年までは UMNO 支持者に対する異端視運動は見る事ができない。しかし、その後再び UMNO と PAS が分裂した1978年以後、PAS の UMNO 支持者に対する異端宣言は再び表面化する。1979年のトレンガヌ州議会選挙のと

き、クアラ・ブスット (Kuala Besut) 選挙区での PAS 党员による UMNO 党员、支持者に対する異端視、糾弾演説は顕著である。

たとえば、PAS 候補者ハジ・ムスタファ・ビン・アブ・バカル (Haji Mustaffa bin Abu Bakar) は、ウル・ブスット (Ulu Besut) 選挙区内のクラク村 (Kampung Keruak) で以下のごとく演説している。「国民戦線を支持する者がイمامとなつて行なう礼拝は正式のものではない (tidak sah)」(註21)。また国民戦線支持者が屠殺した家畜はこれを食べることができないと言っている。さらに「政府の任命した結婚登録官 (juru nikah) によって行なわれた結婚式 (nikah) は正式とは見なされない。もし、そのまま同棲した場合は姦通 (zina) であり、その間に生まれた子供は正式の子供とは見なされない」等々、実に強烈な異端宣言である。こうした例は枚挙にいとまがない。PASは葬式、埋葬、イمام、ザカット (zakat, 10分の1税)、礼拝等の問題にことごとく UMNO 支持者は異端者でありハラームであると宣言し、トレンガヌ州の米作地帯ブスット郡の村落社会に再び激しい混乱を引き起こすのである。

日常生活の細部までイスラムが入り込んでいる村落社会で上記のような異端視が進行し、互いに交流が不可能となるような状態になれば、それは明らかに村落社会の分裂を意味する。特にブスット郡では相互異端視による村落内の PAS と UMNO 支持者間の軋轢が激しいという。PAS系村民はこれまでの政府が建てた礼拝堂とは別に自分たちの礼拝堂を建て、自分たちのイمامを選び UMNO 系村民との合同の礼拝を拒否する。また葬式においても PAS 系村民は UMNO 支持者の葬式には出席せず、屍体を村内の墓地に埋葬させないといった事件が起こる。結婚においても UMNO

支持者を選ぶことができず、UMNO 支持者が屠殺した動物の肉を食べることを拒否する現象が日常化するのである。

こうした異端視が日常化することはマレー村落社会が彼らのアイデンティティのもっとも重要な拠りどころとしているイスラム自体を軸に反目、分裂することを表わし、その混乱と矛盾は深刻と言わざるを得ない。筆者が調査したケランタン州のガジャ・マティ村 (Kampung Gajah Mati) でも、1982年には村の小さな礼拝堂スラウ (surau) は村内の PAS 系の村民だけが礼拝する場所になってしまっていた。最初に調査した1967年のときは UMNO 系の村長も PAS 系の村民も一緒に礼拝していたのを筆者は観察している。このときはまだ支持政党の不一致が村民相互間の宗教的異端視と村落社会の分裂を引き起こすほど、深刻化していなかったのである。PAS の UMNO 支持者に対する異端視運動が今後どのように進むか、その成り行きを注意深く見守る必要がある。

3. 政府系ダックワ運動の浸透

これまで述べてきた一連の在野ダックワ運動に対する政府の対応の仕方は大きくわけて二つある。一つは学生、官吏、農民や労働者に対して保守世俗イスラム教育を徹底しながら、全イスラム教徒の団結を訴え、同時に PAS をはじめとする過激ダックワ・グループに対してマレー社会の団結と統一を乱すものであるとして非難し、圧力を加えることである。つまり、政府系ダックワ運動の展開と浸透である。もう一つは非イスラム教徒を含むマレーシア国民全体の文化、道徳、規律ないし倫理を形成するための基礎としてイスラムを重視し、国民文化全体のイスラム化 (Islamization) を標榜し始めたことである。これは PAS 等による「イスラム国家の建設」の主張を視野に入れた政

府の対応を示したものであると考えられよう。

まず、政府系ダックワ運動から見ていくことにする。政府はマレー人のイスラム教徒の教育を強化するにあたって関係組織の統一と調整から始めた。こうした動きは前に述べた1968年の「国家イスラム問題会議」の設立にみることができる。5・13事件以後、特に1974年のバリン事件を契機に内閣総理府宗教関係部の組織改編が行なわれ、その権限と活動範囲は急激な拡がりをみせるようになる。そのうち、もっとも重要なのは、(1)「国家イスラム問題会議」の改編と権限強化であり、(2)宗教関係部のもとにおける諸機関の付設と、(3)1974年の連邦領宗教会議(Religious Council for Federal Territory)の誕生である(注22)。

改編前の「国家イスラム問題会議」(1968~74年)は委員の参加範囲と会議の権限がきわめて限定されたものであった。たとえば、ケダーとパハンの両州からは代表者が出席しなかった。その意味ではこの会議自体が各州の州宗教・慣習法会議(Majlis Ugama dan Adat Istiadat Negeri)の自発的な参加と協力に依存していたのである。しかし、新しい「国家イスラム問題会議」は内閣総理府による設立というよりは「スルタン会議」(Majlis Raja-Raja)の賛成と合意によって設立された点で旧「会議」と性格を異にする。つまり、新「会議」は明確にその目的と活動範囲をマレーシアにおけるイスラム行政制度の改善と、イスラム関係法の標準化、統一化の実現におくとしている。

また宗教関係部は新「会議」の官房秘書として機能し、まとめの役割りを果たしているだけでなく、さらに各州イスラム局長が集まる会議やファトア会議のまとめ役としても機能するように改組され、その権限強化と活動範囲の拡大が保証されることになったのである(注23)。その結果、宗教関

係部のもとには1974年以降、多くの機関が設立、付置され、マレーシア・イスラム行政改革の推進役を果たすのである。たとえば、1974年には「ダックワ・訓練研究所」(Institut Dakwah dan Latihan, INDAH)が設立され、75年には「ダックワ基金」(Yayasan Dakwah)が半官半民の組織であるが宗教関係部の指導下で設立されている(注24)。INDAHはマレーシア政府の一般行政官、外交官だけでなく軍隊、警察官さらに FELDA (Federal Land Development Authority, 連邦土地開発公社)や FELCRA (Federal Land Consolidation and Rehabilitation Authority, 連邦土地統合・復興公社)などで働くスタッフのイスラム教育と訓練の任務があたえられている(注25)。

また「ダックワ基金」は雑誌『ダックワ』(Dakwah)を発行し、政府ダックワ運動の先兵としての役割を果たしている。さらに「イスラム調査研究センター」(Islamic Research Centre)はマレーシアのイスラム教徒が直面している問題を調査し、その解決策を研究することを目的としているが、具体的には、(1)パンフレットや雑誌を発行して政府系ダックワ運動の広報活動を行なうと同時に、国内で発行されている宗教関係の本の検閲(censorship)を行なうこと、(2)イスラム教徒に間違った危険な教えや行為が広まっていないかどうかについて調査(investigation)すること、(3)マレーシアの公立宗教学校のカリキュラムの質の向上について調査、研究することとなっている(注26)。

このように宗教関係部は実質的に各州のイスラム問題の調整を行ないながら、統一的なイスラム行政政策を遂行するための権限を有するようになったと同時に、付設された機関や組織を通じて政府系ダックワ運動を強力に推し進め、イスラム行政の中央集権化に大きく貢献しているのである。

もうひとつ、マレーシアのイスラム行政の中央集権化に大きな影響をあたえているのは「連邦領宗教会議」の設立である。首都クアラルンプールを中心に連邦領が成立したのは1974年のことであるが、連邦領にはスルタンが存在しないため国王 (Yang di-Pertuan Agung) がイスラム行政の最高管轄責任者となっている。そして、この国王が形式上「連邦領宗教会議」を統轄するのであるが、中央政府の膝下である連邦領にこうした「宗教会議」ができたことで、政府のイスラム行政政策をこの機関を通じて各州に反映させ、実施させるのに大きな影響力を持つようになったのは否定できない。各州は形式上、イスラム問題について自治権を有しているが、政府は「連邦領宗教会議」を通じて、たとえばナスルール・ハクの非イスラム的要素を批判したり、政府主催のダックワ月間 (1978年12月) に参加するよう各州によびかけることにより、自らの政策決定を浸透させようとしているのである^(注27)。

このようなイスラム行政の中央集権化過程のなかで、では政府は具体的にどのようなダックワ運動を官吏、農民や労働者等に実施しているのだろうか。その例として官吏の場合をあげてみよう。

現在、中央各官庁の各局 (department) や軍隊の兵舎 (quarter) には礼拝室 (prayer room) が設けられている。また、金曜日正午の礼拝の時間には公式の会議または社交のための集会を持つてはならないとされている。また各局では各種の宗教教室や講座が頻繁に開かれ、政府系ダックワ運動の説教を聞き、参加することが奨励されるシステムになっている。これは中央だけでなく州さらにその下の郡でも同様である。では、こうした宗教教室や講座での説教はどのような内容のものなのであ

ろうか。例をひとつあげてみよう。

「政府のダックワ運動は政府の政策に対してほとんど批判しない。それどころか、一般に政府の立場を支持しているイスラムの教えの諸側面を賞讃し、進歩を保証し、いかなるときでも適応できるアラーの偉大さを強調するのである。もし、こうした点を飛び越えて批判的な言辭を弄すれば、その者は任に耐えず急進的にすぎるとして他の職場にとばされるか、またはその職を解かれる」^(注28)。

さらに、もう一つの政府のダックワ運動の特徴は、民間のダックワ運動諸団体の国家に及ぼす危険性を強調し、政治と宗教とを切り離すことを認めるもっと穏健なイスラムの必要性を強調する点にあるといえる。

このように政府は在野ダックワ運動による鋭い鋒先をかわすため、政府系ダックワ運動を通じて保守イスラム教徒の宗教的再教育を徹底し、政府の実施する諸政策に対する強力な支持層を幅広く創出することを狙っているといえる。

つぎにマレーシア全体のイスラム化問題について述べることにする。政府のイスラム化運動の動きは二つに分けることができる。一つは非イスラム教徒のイスラムへの改宗であり、もう一つは非イスラム教徒を含めたマレーシア文化全体のイスラム化、つまり統一的な価値規準としてイスラム的な道徳、規律ないし倫理を基礎に据えた国民文化を形成しようとする政府の動きである。

前者についてはマレーシア・イスラム福祉協会 (Pertubuhan Kebajikan Islam Malaysia, PERKIM) の目的と活動について触れておく必要がある^(注29)。PERKIM は1960年頃、初代首相であったトゥンク・アブドゥール・ラーマン (Tunku Abdul Rahman) によって伝道を目的に設立された

ものである。PERKIM を通じたこれまでの改宗者の数は必ずしも明らかでないが、1972年の約1万1000人、74年の2万人また85年の約3万人という数字をみることができる^(注30)。しかし、人種別の数字は不明である。PERKIM は組織的には内閣総理府や州宗教会議とは直接の関係はない。また資金的にも政府から若干の援助があるほかは、中東諸国など国外のイスラム諸国からの献金によって賄われている。PERKIM の活動は実際には華人やインド人を積極的にイスラム教徒に改宗させるというよりは、結婚によってまたは自発的に改宗した非マレー人イスラム教徒の教育と福祉活動に重点が向けられているといわれる。また、華人の場合は階層的にみると比較的貧しい階層からの改宗者が多いといわれる。

マレーシア文化全体のイスラム化運動について言えば、政府関係者の発言の頻度は増加しているが何ら具体的な政策は実施されていない。政府の意図を機会あるごとに発言している段階といえよう。こうした政府の発言は在野の過激なダックワ運動団体の主張するイスラム国家建設思想を慰撫する意向が作用していることは言うまでもない。つまり、政府もマレーシア文化全体のイスラム化を目指しているという姿勢を示すことによって、保守イスラム教徒の過激な原理運動への傾斜に歯止めをかけることを目的としたものと思われる。

しかし、華人やインド人の非イスラム教徒は在野のダックワ運動に対しては無論のこと、政府のイスラム化政策にも強い不安を抱いている。たとえば、1984年7月にクアラルンプールで開催された「マレーシアにおける仏教、キリスト教、ヒンズー教およびシーク教評議会」(Consultative Council of Buddhism, Christianity, Hinduism and Sikhism)では彼らの不安が端的に述べられている。彼らは「も

しマレーシア人の倫理、道徳や文化的基盤を強固ならしめる必要があるのなら、それはマレーシアに存在するすべての宗教の核を基礎として打ち建てられるべきであって、けっして一つの特異な宗教にもとづくものであってはならない」^(注31)と政府のイスラム化政策に強い懸念を表明している。

ダックワ運動とイスラム化政策は、華人やインド人にとって彼らの宗教的立場だけでなく、民族的一体感と生活基盤自体をゆるがす危険があると感じ取っているのである。

これまで見てきたように、ブミプトラ政策下のダックワ運動は文字どおり、マレーシアのあらゆる人種、階層、地域を激しく、広く巻き込んできた。特に農村では PAS の影響は大きく深刻なのがわかる。しかし、1970～80年代の農村社会における「社会構造の再編」を理解するには、単にダックワ運動の影響力を見るだけでは充分ではない。そのほかに種々の行政改革が連動することによって伝統的な村落社会は大きな変革の波をかぶりつつあるのである。つぎにその村落社会に変化をもたらしている行政改革の実態と問題点をケランタン州の事例調査から明らかにする。

(注1) Funston, 前掲論文, 170ページ。

(注2) ナスルール・ハク (Nasrul Haq) に関する記述は Nagata, 前掲書, 64～69 ページがもっとも詳しい。

(注3) Funston, 前掲論文, 179 ページ。

(注4) マレーシア・イスラム青年隊 (Angkatan Belia Islam Malaysia, ABIM) とアルカム・グループに関する記述は Nagata, 前掲書, 87～116 ページを参照。また ABIM については Funston, 前掲論文, 174～178 ページが要領よくまとまっている。

(注5) Funston, 前掲論文, 177 ページ。

(注6) 同上論文 174 ページ。

(注7) アルカム・グループ下の宗教教育学校は1983年現在、マレーシア全国で16カ所開かれている。詳しくは、“Introduction to Darul Arqam Islamic

Movement, Malaysia” (Al-Arqam, パンフレット)。

(注8) 筆者がクアラルンプール郊外にあるアルカム・グループの本部でのインタビューによって得た情報。そのほか、Nagata, 前掲書, 107~110ページを参照。

(注9) 過激派によるイスラム原理運動の動向情報については、Malaysia, *Ancaman Kepada Perpaduan Umat Islam dan Keselamatan Negara* [マレーシア・イスラム教徒の統一と安全に対する脅威], クアラルンプール, 1984年によるところが多い。

(注10) Nagata, 前掲書, xx ページ。

(注11) 同上。

(注12) Mauzy, D. K.; R. S. Milne, “The Mahatir Administration in Malaysia: Discipline through Islam,” *Pacific Affairs*, 第56巻第4号, 1983-84年冬, 636ページ。

(注13) Malaysia, 前掲報告書, 8ページ。イスラム知識人を意味する“ulama”なる言葉は現在は“ulamak”と綴られることが多く、必ずしも一定していない。

(注14) PASの村落レベルでのダックワ運動—異端視運動については同上報告書とトレンガス州政府宗教公報課 (Jawatankuasa Kemajuan dan Penerangan Agama, Negeri Trengganu) が出版している報告書“Carilah Kebenaran” [真実を求めて], 1981, 82, 83年および筆者のケランタン州ガジャ・マティ村の実態調査にもとづく。

(注15) Malaysia, 前掲報告書, 6ページ。

(注16) 同上。

(注17) 同上報告書 7ページ。

(注18) 同上。

(注19) 同上報告書 8ページ。

(注20) 同上報告書 7~8ページ。

(注21) 同上報告書 9ページ。

(注22) Nagata, 前掲書, 159ページ。

(注23) Malaysia, *Official Year Book 1981*, クアラルンプール, 29ページ。

(注24) 同上書 28ページ/Nagata, 前掲書, 160ページ。

(注25) Malaysia, 同上書, 28ページ。

(注26) 同上。

(注27) Nagata, 前掲書, 24ページ。

(注28) Funston, 前掲論文, 180~181ページ。

(注29) 同上論文 168~174, 195~203ページ。

(注30) Nagata, 前掲書, 171ページ/華字紙『南洋商報』1986年1月29日。

(注31) Tunku Abdul Rahman ほか編, *Contemporary Issues on Malaysian Religions*, クアラルンプール, Pelanduk Publications, 1984年, 14~15ページ。

III 村落社会と行政制度の変化

1970年代後半のマレー村落を経済的・社会的に変化させてきた要因としては、ばくだいな投資を伴う農業政策と農業開発計画の二つをあげることができる。この二つは村落レベルでの社会資本と補助金の配分を通じて、伝統的な血縁村落社会での名望家かつ世襲的村長やイスラム知識人を、中央または州政府の行政支配のもとに強く組み込むことになったのである。村長の公的な地位と権限は強化されたが、同時に伝統的な村落社会の自治行為を政治的に大きく変質させることになったのである。

具体的な状況は州によって異なるが、ここではケランタン州の事例について説明する。ケランタン州は前述のように長く PAS 政権下(1959~78年)にあったが、78年に PAS は国民戦線から離れ UMNO が代わって州政権を掌握する。州政府は翌1979年にすぐ州イスラム関係局を設立し^(注1)、ケランタン州の政府系ダックワ運動に拍車をかけかつイスラム行政制度を大きく改変させる組織的基礎ができあがるのである。

州イスラム関係局の任務と目的は中央政府のイスラム政策を実施することにあるが、より具体的には内閣総理府下の「国家イスラム問題会議」の決定と、ケランタン州スルタンが主宰する「ケランタン州イスラム・慣習法会議」の基本方針とを相互調整し、必要に応じて実施することにあると

される^(註2)。そのほか、もちろん政府系ダックワ運動の方針を実行することも重要な任務の一つとなっている。ケランタン州イスラム関係局にはダックワ運動関係5人の担当官からなる「調査・ダックワ部」(Bahagian Penyelidikan dan Dakwah)が設置されている^(註3)。また、各郡レベルにも「郡宗教促進委員会」(Jawatan kuasa Kemajuan Ugam Jajahan)が設置されたばかりでなく、郡によってはさらにその下の行政単位である区(daerah; ケランタン以外の州の mukim に相当する)にも同様の委員会が置かれ、政府系ダックワ運動を末端村落社会にまで普及、浸透させる組織が完成する^(註4)。

ところで、いま「郡宗教促進委員会」の構成委員をみると、興味ある事実がわかる。それは一般地方行政官の優先である。たとえば、各郡の委員会とも委員長は郡庁(pejabat jajahan)の長である郡長(pegawai jajahan)がなっているのである。しかも、構成委員の数は大体各郡とも17~20人であるが、そのうちイスラム行政官はカディ(kadhi)、イマム等4~5人で、全体の3分の1を占めているにすぎない。残りは州立法議会議員(以下、州議員)、中央官庁の各省の出先機関の役人およびその他政府機関の代表者から成り立っており、「郡宗教促進委員会」における一般行政職の優位が証明されている。これは政府系ダックワ運動が政府職員のみならず地域社会全体を対象とするため、単にイスラム知識人だけでなく、各官庁全体の積極的な参与を必要としていることを示している。

しかし、州のイスラムおよび一般行政組織の改革は、ある意味では、ダックワ運動以上に村落社会に対して深刻な影響をあたえている。いま、その具体例を筆者が調査した(1967年と82年の2回)パシール・マス郡(Jajahan Pasir Mas)、ガジャ・マティ村の事例から述べてみよう。まず、村長の

ケースについてみる。この村の村長に州政府から下付された村長任命書(surat kuasa penghulu)を1967年と82年で比較すると、両時点での村長の地位の変化がよくわかる。

1967年、つまりプミプトラ政策が実施される前は、村長は州の末端行政官である区長(penggawa)とその上役である郡長の監督下にあり、区長の許可なくして自分の住む区から勝手に別の区に移転することを許されていない。村長の主たる職務は村落社会の平和と秩序を守ること、および村人が土地や牛を売買したり相続譲渡する際の立会人たるべきことと規定されている。しかし、注意すべき点は、任命書は村長の政治的中立を強く要求していることである。つまり、「すべての村長は一定の政党から立候補することはできない。選挙に際し特定の党、人物を支持し、大衆の前で演説したり手紙を送付する等の行為をしてはならない」と書かれている。

1967年当時のケランタン州は現在の野党であるPASが州政府を支配し、中央政府を掌握するUMNOと鋭く対立していた。そういう状況下であって、ガジャ・マティ村の村長はUMNO支持を貫いていたが、政治的には中立を要求され政治活動は禁止されていたのである。しかし、1982年にはケランタン州はUMNO支配が実現し、村長職は息子に引き継がれていた。そして、新しい村長任命書をみると村長の職務責任の範囲に大きな変化がみられた。村の安全と秩序を守り、土地と牛の売買に立ち合い、区長と郡長を経た州政府の命令を村民に伝達する、といった点においては以前と変化がないが、村長の政治行為を禁止する諸項目はなくなっていたのである。逆に新村長はガジャ・マティ村のUMNO支部の有力者として政治活動に積極的に従事せざるを得ない状況におか

れていた。

村長の政治活動がなぜ認められ、政治と癒着せざるを得なくなったかは、村長の選出方法が同時にどう変更されたかを見れば自ずから明らかである。1967年の調査村では、村長は村落共同体の一員として伝統的慣行にしたがい、金曜日の礼拝堂での集会で村民の多数決で選ばれ、それを区長―郡長―州政府が順次追認していく方法がとられていた。しかし、1978年以来、村長は立候補制になり立候者のなかから関係区長と郡長を含む州行政官が面接によって選ぶ方法に変わった。1982年にはガジャ・マティ村の村長はこの新しい方法で選ばれていた。

村長の選出が村民選出方式から官選方法に変更されたと同時に、村長の手当でも大きく増額された。村長の年間給与は慰労金(sagu-hati)と呼ばれ、1967年では年2～3回の分割払いで年間80～100リング(ringggit, 当時1リング≒120円)が州政府から支払われていたにすぎない。それが1978年以降は月給制(gaji bulan)となり、月に270リング(当時1リング≒100円、現在は約60円)が支払われるようになり飛躍的に村長の生活は安定するのである。しかし、村長の官選方式や月給制は大きな行政制度上の変化ではあっても、村長が必ずしも正式の行政官になったことを意味しない。村長は依然として区長の下にあって上意下達のための連絡係として位置づけられていることに変わりない。

上述の村長の地位の一連の変化は与党 UMNO が野党 PAS の村落レベルでの政治勢力に対抗するためにとられた措置であることは言うまでもない。村長の官選化、政治活動への参与、月給制、の3本柱は UMNO 支持の指導者を村落社会のレベルで確保するための行政変革にほかならない。そ

の結果、伝統的な自治組織としての村落社会が行政的に管理される村落社会に再編組織されることになったのである。

これはマレー村落社会がこれまで経験した変動のうち、もっとも大きな変化の一つであろう。しかし、この変化は前にも記したごとく、全国一律に起きたわけではない。ケランタン州が PAS 支配の州として中央政府の牙城を脅かし続けるのを切り崩すための、きわめて高度の政治的措置として、当時はケランタン州にのみ実施されたのである。その後も他州ではトレンガヌ州を除いて村長の月給制は実現していない。しかし、村長の官選化と政治活動への参与は各州で同時に実施されている。伝統的な村長選出の手続きが、野党支配を覆すために犠牲にされたといつてよい。

また、こうした村長の地位の安定、強化とその裏返しとしての官僚と政治家への一層の従属化は農業補助金交付や農村開発行政と密接に関係してくるのである。たとえば、ガジャ・マティ村における肥料配布の実態をみるとよくわかる。現在マレーシアでは、水田耕作者に1エーカー当り約1万円相当の肥料を最高6エーカーを限度として、農協を通じて無料であたえることになっている。しかし、農民は肥料を受け取る前に村長の肥料受領資格認可書と、同時に UMNO を支持しているという証明書を UMNO 支部から発行されることが必要とされるのである。したがって、PAS系農民には肥料補助が実施されず、ケランタン州では、1982、83年当時、新聞に差別を訴える投書がよくみられた。もっとも、すべてのケランタン州村落でこうした差別が行なわれたわけではない。UMNO 支持が定着している村落では補助交付金政策に差別を導入する必要はもちろぬ。また、同一選挙区出身の政治家の意向によっては差別的な

補助金交付を行わない村落もあったようである。

農民に対する補助金政策は肥料だけでなくニワトリ、水牛、早魃補助金等実に多種にわたっている。またゴム栽培地では再植資金を RISDA (Rubber Industry Small-holder's Development Authority) から補助してもら場合にも村長の同意が必要とされる。政府の補助金政策の実施過程においてもその対象者を選抜するとき村長の判断が大きく作用し、PASを支持する農民は排除される傾向があったといえる。村長が村落社会においてそうした差別行為に同意せず PAS 支持者にも補助金を支払えば、今度は逆に村長自身の政治的生命が危険にさらされるのである。こうした状況は村長だけではない。区長も郡長も行政官でありながら政治的中立を維持できなくなっているのであり、官僚組織全体に官僚一人一人の支持政党を識別できる仕組みができ上がっていると考えられるのである。官僚の地位が上るほど、政府的中立を保つことができないのは発展途上国の顕著な通弊であるように思われる。

村落社会における宗教的指導者であるイマムやコーラン読みの先生、その他イスラム教師についても村長同様、政治状況に深く巻き込まれている現象がみられる。イマムは村落社会においては最高のイスラム知識人として村民の尊敬を一身に集め、かつては村民自身が選んでいた。しかし、現在では村長と同じく立候補制による官選方式に変更されている^(注5)。また1967年時にはイマムは礼拝堂教区内のイスラム教徒が結婚する際、結婚登録官の役目を果たしていたが、1979年にはその職務はすでに郡のイスラム行政官であるカディに移っていた。イマムはもちろん州政府から若干の手当が支払われる。

村のなかでのコーラン読みの先生やコーランの初歩的知識、礼拝の仕方を教えるイスラム教師の地位も大きく変化した。1967年時はコーラン読みの先生は村の子供たちへの奉仕の謝礼として収穫時に、わずかな米粃や現金を村民から受取っていたが、82年にはコーラン読みの先生に3カ月で200リンギ、イスラム教師に月額300リンギが中央政府の国家・農村開発省 (Ministry of National and Rural Development) から支払われるようになっていた。彼らはもともと自発的に村民の子弟にイスラム教育を施してきたが、1970年代中頃に農業省 (Ministry of Agriculture) 下の地域社会開発局 (Department of Community Development—Kemajuan Masyarakat—KEMAS)^(注6) に組み込まれ、政府系ダックワ運動の先兵としての役目を負うようになったものである。その後、1981年にKEMASは国家・農村開発省に移管され、今日に至っている。

村落レベルにおける伝統的なイスラム教育者のこうした取り込まれ方には二重の意味がある。一つは実質的な宗教行政の中央集権化であり、もう一つは村落社会での PAS 系イスラム・イデオロギーないしダックワ運動の排除と衰弱化の狙いである。彼らはこれまでどおり村の児童や村民に礼拝時の規律、作法やイスラム教義の基本を教えているが、手当金や給与を中央政府から支払われるという点で、宗教行政の中央集権化に加担せざるを得ない立場に置かれていることを意味する。前述のようにもともとイスラムは各州のスルタンの専権事項であり、中央政府の権限の埒外にあった。それが1970年代のイスラム行政の中央集権化傾向のなかで、KEMASを通じてより直接的に末端村落社会にイスラム教師が配置されるようになったのである。

KEMASのもつ重要なもう一つの側面は農村開発計画をイスラム思想の側面から支持、補強する役割を負わされていることである。これまでPAS系のイスラム知識人は西洋的な経済開発モデルの一環としての農村開発計画に対して対立する姿勢をとり、ために村民の協力が得られず開発計画の中断ないし遅れをしばしば引き起こしてきた。それが村落レベルのイスラム知識人を中央政府が把握することにより、農村開発政策をイスラムの教義と整合的に結合させ、同時に政府系ダックワ運動を村落社会に浸透させる効果を果たすようになったのである。

(注1) Jabatan Hal-Ehwal Ugama Islam, Negeri Kelantan [ケランタン州イスラム関係局], *Laporan Tahunan 1401H/1981(M)* [1981年度年報], コタバル, 1ページ。

(注2) 同上年報 2ページ。

(注3) 同上年報 5ページ。

(注4) 同上年報の“Laporan Tahunan Bahagian Keadilan dan Kehakiman” [イスラム関係法部年報], 4ページ, および, “Laporan Kegiatan Jawatankuasa Kemajuan Ugama Jajahan” [郡イスラム委員会活動報告年報], 1ページ。

(注5) マレー語紙 *Utusan Malaysia*, 1981年10月20日。

(注6) KEMASの村落レベルでの役割に関しては Shamsul A. B., *From British to Bumiputra Rule: Local Politics and Rural Development in Peninsular Malaysia*, シンガポール, Institute of Southeast Asian Studies, 1986年, 187ページ (note 36)を参照せよ。

IV 農村開発計画と村落政治

これまで村長とイスラム知識人を中心に、村落段階の行政変革がどう行なわれてきたかをみた。では、こうした変革は郡や州段階の開発行政組織の変革とどうつながっているのだろうか。

1970年代初め、マレーシア第2代目首相ラザク (Tun Abdul Razak) によって発令された政令第1号 (Arahan No. 1)をみると、新経済政策の発足と同時に、地域社会開発のための行政組織が郡段階で大幅に変更されているのがわかる。新しい開発行政組織の特徴は二つある。一つは郡に開発政策の執行を司どる四つの組織が作られたことである。またもう一つは、事実上与党の州議員と国会議員にのみ認められる選挙区対象の特別開発予算の枠を設置したことである。そしてこの制度により、州議員と村長、選挙区住民の間に政治的癒着関係が定常化する契機が作られたのである。

新経済政策のもとで遂行される郡段階のすべての開発計画は、それぞれの関係省の出先機関によって実施されるが、その前に基本的につぎの四つの委員会によって審議、調整される仕組みになっている。(1)郡計画実施委員会 (District Action Committee), (2)開発委員会 (Development Committee), (3)企画委員会 (Planning Committee), (4)土地委員会 (Land Committee)の四つである。郡計画実施委員会は郡の最高の開発計画決定機関で、約60人の郡段階の行政官僚からなる。そのなかには各省庁、公社の郡責任者、全区長、郡の選挙区出身の議員、それに州政府の代表者数人が参加して郡に必要な開発計画が提案、討議、決定される。開発委員会は約10人の行政官僚と政治家秘書によって構成されている。その役目は実施中の開発計画の進捗状況を毎月郡計画実施委員会に提出することとなっている。企画委員会は開発計画の技術的側面の問題点について討論する委員会、主として工場立地、汚染問題、建設設計、土壌等について関係省庁の専門家が参加する。

土地委員会は郡計画実施委員会について重要な委員会である。委員会の構成は副郡長、州議員3人

の4人となっている。いかなる開発計画も州の土地を利用、開発せずして成立しないが、土地委員会はその開発計画の実施に必要な土地の位置、面積等の問題について州行政執行委員会(State Executive Committee, EXCO)に諮問する役目を負う。州行政執行委員会は実質的に州内閣としての性格をもつ州の最高決定機関であり、州の土地譲渡、開発についてはここでほとんど決定される。土地委員会は開発計画の実施に必要な土地問題について決定する権限を持たないが、州行政執行委員会に同問題について諮問する責任を負うのである。

各州の行政執行委員会は各郡から上ってくる開発計画の遂行について実質的な決定権を持つといわれる。それは州財政予算や土地問題について行政執行委員会が最高の決定機関だからである。その意味では、郡の開発計画は州行政執行委員会の意向を無視して実施することはほとんど不可能といってよい。いいかえれば、開発計画を実施する郡の行政官僚は州議員、つまり政治家の意向を無視できない立場にあるといえる。郡段階の上記四つの委員会の運営は形式上は郡長の主宰によるが、実際には法的にも政治的にも出身地の州議員、国会議員によって掌握されているのである。さらにいえば、これら委員会のすべての決定、提案は州立法議会に送られ、その承認が必要とされるのである。州議員の利益に反する農村開発計画は当然、州議員の認めるところでなく、州立法議会でも認可されないシステムが制度化されてしまったといってよい。現在、マレーシアの各州立法議会はすべてUMNO国民戦線系議員によって支配されている。

こうした開発行政の枠組のなかでは郡、州の行政官僚は政治家に従属せざるを得ないのが実態である。立法の行政に対する優位が構造化され、そ

れが村落社会にまで滲透、貫徹しているといえる。

州議員と国会議員の権限は、選挙区住民の要求に応じた開発計画に必要な資金を、次年度の開発予算のなかに一定額組み込むことができる権限を持つことにより、さらに大きくなっている。こうした開発計画は通称州議員計画(Projek WakilまたはProjek Kecil Pembangunan)と呼ばれるが、その予算限度額は1人当たり10万リンギ(1982年)とされていた。ケランタン州パシール・マス郡の1981年度の「小規模開発計画実施報告書」(Laporan Kemajuan Projek Kecil Pembangunan Jajahan Pasir Mas, 1981)をみると、81年では1議員当りの予算交付金が9万リンギ弱であったのが、82年には約14万リンギに増額されている(第1表参照)。この予算交付金は選挙区内の橋、道路、モスク、学校等7種類の小規模開発計画に支出されることになっている。ところで問題はこれらの開発計画の多くが、その州議員の選挙区内の建設業者に下請けに出されることである。下請建設業者(contractor)の多くは村長や村の富裕階層であり、彼らは開発計画を下請けすることによって多額の利益を手にすることができるだけでなく、同時に州議員に政治的に癒着することになり、ここに新しいタイプの政治的従属関係が開発計画を軸に村落社会で形成されてきたのである。以前は村落社会を政治的に掌握しようとするとき、小・中学校の先生やイスラム教師が重要な役割を果たしていたといわれるが、現在ではそれに代わり、開発計画の実質的な発注者である州議員、受注者としての村落下請業者、そして受益者としての村落農民の3者の関係が構造的に定着し、政治的にも重要な役割を果たすようになっていく。

もう一点銘記すべきことは、こうした州議員の予算交付金は実質上、UMNO およびその他与党

第1表 1982年ケラントタン州パシール・マス郡開発予算報告書(1982年10月まで)

(単位: 1,000リング, かっこ内%)

予 算 項 目	予 算 額	計 画 数	実 行 予 算	実 行 計 画 数	残 額
舗装道路の維持・補修	1,178(29.8)	27	929	20	245
村落復興計画	328(8.3)	270	256	260	72
小売商人に対する援助計画	102(2.6)	4	31	—	71
国会議員交付資金(2人)	400(10.1)	280	360	261	40
郡宗教行政関係	95(2.4)	35	66	30	29
郡役所特別交付金	196(5.0)	103	138	90	58
郡小規模開発計画	335(8.5)	106	327	99	8
国家信用国債交付金	5(0.1)	—	1	—	5
住宅・地方政府省関係	94(2.4)	8	58	6	36
郡長特別交付金	140(3.5)	15	53	10	87
州議員交付金(6人)	834(21.1)	444	724	370	109
ケラントタン州イスラム局関係	120(3.0)	93	86	69	34
公共事業局関係	127(3.2)	32	90	29	36
合 計	3,953(100)	1,417	3,119	1,244	830

(出所) 拙稿「1970～80年代マレーシアにおける稲作農業の展開と村落社会」(アジア・低開発地域農業問題研究会編『第三世界農業の変貌』勁草書房 1985年) 83ページ 第8表より。

(注) 100リング単位で四捨五入。

の議員にのみ支出され、PASをはじめとする野党議員には政治的配慮から支出されないように運営されていることである。したがって、PAS系議員が選出された地域では農村開発計画による受益がそれだけ少ないことになる。こうした差別的な予算上の特権は州議員だけでなく国会議員にも認められ、さらに区長や郡長にも一定の枠内で予算支出上便宜があたえられているのである。これは予算支出上の特権を特定の行政官僚や政治家に認めることであり、マレー村落社会のきわめて伝統的な富の再配分行為であるといえる。

1982年のマレーシアの総選挙において、UMNOがそれまで苦戦してきたケラントタン州農村地帯においても圧倒的な勝利を得ることができたのも、こうした農村開発行政が州、郡段階の政治過程と伝統的村落社会の指導者を巧みに結びつけることにより、農民全体を利益誘導してきた結果であるといえる。こうした構図はある程度、発展途上国における開発政治の典型ともいえるのである。

要 約

1959～78年の約20年間、ケラントタン州のPAS政治支配がゆっくり UMNO 支配へと移行していく過程は、まさに中央政府が国家財政、行政機構、政治組織そしてイスラムまで利用、動員して展開する一大パノラマを見る感がある。

UMNO 支配の中央政府が実施する農村開発計画は PAS 支配下のケラントタン州にとっては、西洋的物質主義への崇拜に毒された開発計画を聖なるイスラム村落社会に持ち込み、汚すことを意味していた。熱狂的な PAS 支持者が常に拒絶と非協力的な態度で対応することによって、ケラントタン州では PAS 支配が1970年代まで継続してきたといえる。もっとも、このことは逆から見れば、ケラントタン州に対して中央政府は積極的に農業政策や農村開発計画を実施し得なかったことの裏返しとも言える。こうした PAS、UMNO 両党の20年間にわたる対立、拮抗関係を最終的に結着させた

のが、1971年から実施されたブミプトラ政策であるといつてよい。

そのブミプトラ政策の基本的特徴はマレー人優先政策という点にあるが、その優先政策を実現するために「貧困世帯の除去」、「雇用の優先」さらに「資本所有比率の30%までの引きあげ」といった経済政策を実施するだけでなく、「社会構造の再編」を大きな目的として導入したことが、ブミプトラ政策の性格をさらに重要なものにしていくといえよう。いいかえれば、第2次マレーシア5カ年計画で目的とされた「経済目標」と「社会目標」の二つは、相互補完的目的として村落社会にも並行して導入されることになったのである。

1970年代中頃以降のケランタン州における「社会構造の再編」は具体的には近代的行政組織への改革として、まず村長、イスラム知識人の半行政職化を通じて、彼らの生活の安定と地位・権限の強化を保障した。それと同時に、きわめて政治的に彼らを農業政策と農村開発計画への強力な支持者に仕立てあげ、最終的に村民もそれら指導者に追随せざるを得ないような関係を村落社会に持ち込み、定着させていった。政府系ダックワ運動もそのためのイデオロギー的支柱として最大限に利用されたといえる。

こうした一連のドラマティックな政治的支配・従属の関係の変転と確立をみると、興味あるのは、村民—村長・イスラム知識人—行政官—政治家の間で形成された新しい支配・従属関係が、歴史的にみるとマレー村落社会でみられたもつとも伝統的基礎である血縁を軸とした相互扶助関係（分配関係）^(注1)の枠を飛び越え、その外側に地縁的村落社会を基礎とした新しい分配関係を構築し

たことである。これまで、マレー村落社会（特に米作村）では血縁的地主・小作関係を中心とした相互扶助的な富の分配関係が広汎に存在してきたし、いまでも存在するが、村民—村長・イスラム知識人—行政官—政治家を連結させる新しい政治的支配関係がこれまでの血縁の枠を越えた新しい地縁的村落社会に基礎を置きわめて政治的な国家的富の分配関係を作り出したといえるのである^(注2)。

しかし、問題はこうした新しく形成された政治的惹着関係が村落段階での新しい差別的な分配関係をPAS支持者に対して導入し、その結果、PASとUMNO支持者の間に新たな対立、緊張関係を惹起せしめ、伝統的かつ血縁的村落社会を激しい変容と混乱の渦にまき込んでいることである。

その意味では、ケランタン州の村落社会は全体として、いま新しい村落社会の秩序と構造を確立するための移行過程の真只中にあるといえるのである。

（注1）この問題については、Horii, K., *Rice Economy and Land Tenure in West Malaysia*, 東京, Institute of Developing Economies, 1981年, および Fujimoto, A., *Income Sharing among Malay Peasants: A Study of Land Tenure and Rice Production*, シンガポール, Singapore University Press, 1983年を参照されたい。

（注2）新しく形成された村民—村長・イスラム知識人—行政官—政治家といった政治的支配・従属関係と国家的富の分配関係は、実際には歴史的に新しいものではなく、古くからマレーの伝統社会に存在、機能してきたというのが筆者の意見である。ただ、当時の国家的富の規模と分配の方法は現代のそれとは著しく異なるが、基本的性格は歴史的時代の違いを越えて、非常に類似し両者は同じ延長線上にあると考えられる。しかし、この問題に関する詳しい論考は別の機会にゆずる。

（アジア経済研究所調査研究部主任調査研究員）